

令和5年度新型コロナウイルス感染拡大 防止対策事業費補助金（認可外保育施設 分）申請等の手引き



令和5年10月11日

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課

目次

1	補助対象施設等	2
2	対象経費	2
3	補助基準額	2
4	補助金申請から交付の流れ	3
5	留意事項	4

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
次世代育成課 保育・待機児童対策グループ 前原
住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電 話 (045) 210-4680
メー ル sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp

1 補助対象施設等

- ・神奈川県に児童福祉法に基づく届出を行っている認可外保育施設

【対象外となるのは】

- ・政令・中核市に所在の認可外保育施設(各市にお問合せ願います。)
- ・個人のベビーシッター(居宅訪問型保育事業)
- ・児童福祉法に基づく届出を行っていない施設



2 対象経費

令和5年4月1日～令和6年3月31日に支出した(予定)経費が対象です

※今年度は、施設で新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)が発生した日以降に支出した費用に限ります。

昨年度までのように、予防のための消毒作業に係る人件費や物品の購入は対象となりませんのでご注意ください。

(1) 令和5年度に緊急時の職員確保を行う事業に要する経費

費用の例：職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等

※事業を継続的に実施していくために必要な場合は、本経費にPCR検査等費用及や医療用抗原検査キットの費用を含めても差し支えありません。

<PCR検査費用等>

職員と同居する家族が陽性となり、やむを得ず施設の負担で検査を受けることとなった場合(保育所等が行政検査の対象とならない場合)

<医療用抗原検査キット等>

職員が施設に出勤後に発熱した際の備え等事業を継続的に実施していくために、必要な範囲で購入する場合(自治体による一括購入による配布や備蓄は対象外)

【本年4月1日以降かつ感染者等の発生日以降(医療用抗原検査キットは除く)に支給等の実績があり、賃金台帳等の根拠書類が提出できるもの】

(2) 令和5年度に職場環境の復旧・環境整備等を行う事業に要する経費

費用の例：消毒清掃費用等

【本年4月1日以降にかつ感染者等の発生日以降に職場環境の復旧・環境整備等を行う事業に要する経費として支出し、領収書等の根拠書類が提出できるもの】

3 補助基準額

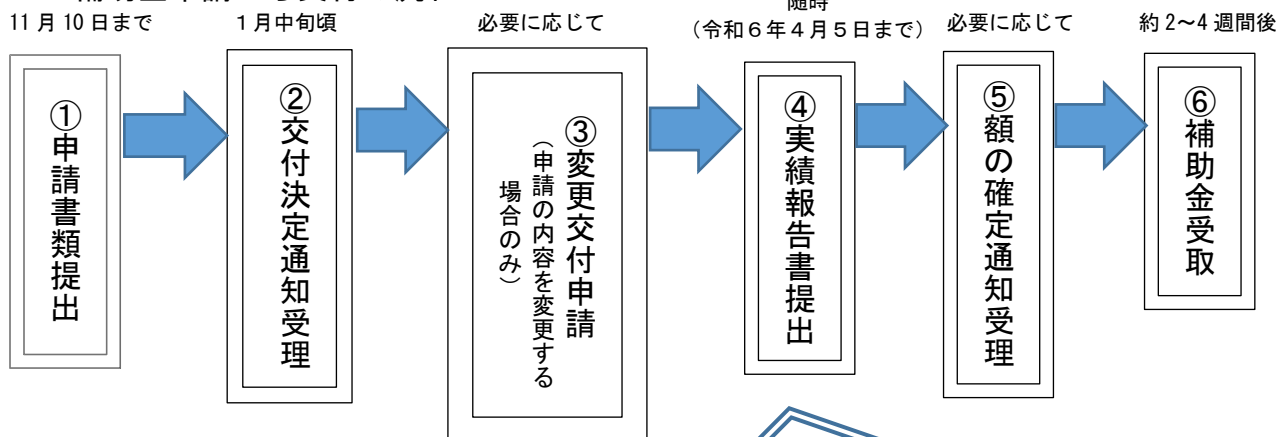
1 施設あたり

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ①定員19人以下 | 300,000円以内 |
| ②定員20人以上59人以下 | 400,000円以内 |
| ③定員60人以上 | 500,000円以内 |
| ④居宅訪問事業(複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る) | 300,000円以内 |



※定員数は、令和5年4月1日現在の人数です。(実際に保育している人数ではありません。申請書類に記載の定員数と届出いただいている定員数と異なる場合は、確認させていただく可能性があります。)

4 補助金申請から交付の流れ



④実績報告書を提出いただいた施設から順次、補助金の支給手続きを行います。
申請した経費の領収書等必要書類が整い次第、実績報告書を提出していただければ、それだけ補助金の受領も早くなります。

① 申請書類提出

県に交付申請書等を提出してください。

提出期限：令和5年11月10日（金）まで

提出書類：

- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実施計画書及び申請額内訳書（別紙1）
- 役員等氏名一覧表（別紙2）
- 振込口座の通帳を開いた1、2ページ目の写し



② 交付決定通知受理

1月中旬頃、県から交付決定書が届きます。交付決定額を確認してください。

③ 変更交付申請

交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で交付申請等を行う場合にのみ行います。（実施しない場合あり）

提出期限：後日、ご連絡します。

提出書類：

- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）
- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）
- その他交付申請書に添付したもので変更が生じる書類及び参考となる書類

※その他、随時、令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実施状況報告書（第5号様式）の提出を求める場合がございます。



④ 実績報告書提出

県に実績報告書と必要書類を提出してください。

提出期限：令和6年4月5日まで（最終期限。随時受け付けていますので、書類が整い次第、提出してください。）

提出書類：

- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実績報告書（第6号様式）
- 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実績報告書及び精算額内訳書（別紙3）
- 領収書等

⑤ 額の確定通知受理（交付決定額と確定額が異なる場合のみ）

5月下旬頃までに、県が書類を審査・承認後、交付決定額と確定額が異なる方のみ、額の確定通知書をお送りします。交付決定額と確定額が同額の場合はお送りしませんのでご了承ください。

⑥ 補助金受取

額の確定通知受理後、約2～4週間後に交付決定額または額の確定通知書に記載の金額が指定口座に振り込まれます。

5 留意事項

ア 交付決定額

交付決定額は、1月時点で、予算と申請状況を勘案した最大の補助金額であり、申請額を下回る場合がありますので、ご承知おきください。

また、実績報告書に添付する領収書等による審査を行った結果、減額される可能性もありますので、ご注意願います。

イ 感染者等が発生したことがわかる書類

感染者や接触者（同居）の発生日、代替職員氏名、療養期間等がわかる書類をご提出ください。

ウ 領収書

物品購入の領収書については、写しをとって提出願います。



エ 時間外手当、特殊手当、非常勤職員雇用費

上記の確認書類は、給与明細の雇用主控え又は、給与システムからの関係個所の写し等を提出願います。

オ 提出方法

申請については、電子メール又は郵送で提出してください。

Email: sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp

郵送：〒231-8588(住所が無くても郵便番号のみで届きます)

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
保育・待機児童対策グループ宛

(郵送の際は追跡サービスを利用できる簡易書留等で送られることをお勧めします。)

カ 申請期限

令和5年11月10日（金）厳守(郵送の場合は、当日消印有効)

振込口座の通帳を開いた1、2ページ目の写し

通帳を開いた1、2ページ目の写しを提出してください。

写しを取る際は、銀行名（銀行コード）・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影してください。



※電子通帳の場合

紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座預金で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳の画面等、口座情報がわかるものを提出してください。

口座情報	
カギシカイヤ ○○様	
金融機関名	●●銀行（銀行コード 0000）
店番号 （支店コード）	○○○支店 (000)
口座番号	1234567
預金種別	普通預金